

○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令
 新旧対照条文

◎ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、三十五万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額とする。</p> <p>一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。</p> <p>二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報</p>	<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、三十五万円とする。</p>

の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

◎ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第十二条 法第三十二条第一項の政令で定める金額は、三十五万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると社会保険庁長官が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に關し被保険者又は被保険者であつた者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で社会保険庁長官が定める額を加算した額とする。</p> <p>一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。</p> <p>二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を</p>	<p>（出産育児一時金の金額）</p> <p>第十二条 法第三十二条第一項の政令で定める金額は、三十五万円とする。</p>

◎ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第十一条の三の七 法第六十一条第一項及び第三項に規定する政令で定める金額は、三十五万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で財務省令で定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（財務省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（財務省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、財務省令で定める程度の障害の状態となつたものという。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて財務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。</p> <p>二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、財務省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じ</p>	<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第十一条の三の七 法第六十一条第一項及び第三項に規定する政令で定める金額は、三十五万円とする。</p>

پسہ کی رقم

◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第二十三条の四 法第六十三条第一項及び第三項に規定する政令で定める金額は、三十五万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると組合が認めるときは、三十五万円に、第一号に規定する保険契約に関し組合員又はその被扶養者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で総務省令で定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（総務省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（総務省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、総務省令で定める程度の障害の状態となつたものという。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて総務省令で定める要件に該当するものが締結されていること。</p> <p>二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、総務省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じ</p>	<p>（出産費及び家族出産費の額）</p> <p>第二十三条の四 法第六十三条第一項及び第三項に規定する政令で定める金額は、三十五万円とする。</p>

پس ۱۹۱۲ء